

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年5月25日

近畿地方整備局

豊岡河川国道事務所長 中村 文彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、円山川水系自然再生計画の具体化及び施工後のモニタリング評価・解析し、計画立案を行うものであり、高度な河川技術、最先端の環境関係技術に関する知見及び経験を有することが求められる。また、円山川の自然再生は、「コウノトリと人が共生する環境の再生を目指して」をテーマに、多様な生物の生息・生育環境の復元を目指しており、過去に類似研究が少ない検討を必要としており、多分野にわたる学識経験者等とのネットワークを保有していることが必要であることから、(財)リバーフロント整備センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度円山川自然再生に関わる評価分析業務

(2) 業務内容 自然再生事業の施設配置計画の検討
湿地再生計画の検討
縦断方向連続性確保の検討
河川と水路の連続性確保の検討
出石川の自然再生の具体化検討
五条大橋湿地造成詳細検討
治水事業の影響に関わる検討
モニタリングに関わる検討
委員会開催・運営(1回)
技術部会開催・運営(4回)

(3) 履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、円山川自然再生事業の実施に関し、学識経験者等の指導を踏まえ、自然再生施策の具体化を図り、また緊急治水対策工事及び自然再生関連の工事に関して、学識経験者等の指導を踏まえ、平成19年度実施予定のモニタリング結果を総合的に解析・評価し、事業へのフィードバックの必要性と方法について検討を行うことを目的とする。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

- ① 河川の自然再生事業のモニタリング計画を策定する能力を有すること。
- ② 河川整備による物理特性変化の生態系への影響の検討を実施できる能力を有すること。
- ③ 自然再生事業に係る全国的なガイドライン等の検討に関して実績を有すること。

3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。

4) 業務執行体制に関する要件

- ① 河川の物理特性と生態系との関係に関する最先端の学術的な情報を把握するための学識経験者等との協力体制がとれていること。

5) 業務実績に関する要件

下記に示される同種業務①と②について、すべての受注実績を有している者。

- ・平成14年度以降に業務が完了し、引き渡しが進んでいる業務で、国の機関（近畿地方整備局管内）（(独)水資源機構関西支社を含む）が発注した業務で、下記に示す同種業務の実績を元請けとして1件以上有していること。

同種業務： ①河川における自然再生計画の検討に関する業務
②河川における自然再生事業のモニタリング計画の検討に関する業務
ただし、①及び②は同一業務でなくても良い。

(2) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。

1) 配置予定管理技術者

・資格要件

以下のいずれかの資格保有者であること。

①技術士（総合技術監理部門）を有する者

②技術士（建設部門）を有する者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者

③RC CM（建設環境部門、又は河川、砂防及び海岸・海洋部門）を有する者

④国土交通省（(独)水資源機構を含む）又は地方公共団体において指導・管理の職に就いた者で、河川調査、河川計画、河川管理、土木請負工事の経験が20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

・同種業務の実績

下記に示される同種業務①と②について、すべての受注実績を有している者。

- ・平成14年度以降に業務が完了し、引き渡しが進んでいる業務で、国の機関（近畿地方整備局管内）、（(独)水資源機構関西支社を含む）が発注した業務で、下記に示す同種業務の実績を元請けとして1件以上有していること。

同種業務： ①河川における自然再生計画の検討に関する業務
②河川における自然再生事業のモニタリング計画の検討に関する業務
ただし、①及び②は同一業務でなくても良い。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒668-0025

兵庫県豊岡市幸町10番3号

国土交通省近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 経理課契約係

TEL: 0796-22-3126 (代)

FAX: 0796-22-7756

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成19年5月25日（金）から平成19年6月 4日（月）まで

（土、日曜日および祭日は除く。交付時間は10時00分から16時00分まで）

②交付場所

(1)に同じ。

③交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

平成19年6月 4日（月）16時00分

②提出場所

(1)に同じ。

③提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限

平成19年6月25日（月）16時00分

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

7. Summary

(1) Subject matter of service

Evaluation analysis about nature restoration business of Maruyama River

(2) Time-limit to express interests:

- 4:00 p.m,18May,2007
- (3) Time-limit for the submission of proposals :
4:00 p.m,11June,2007
- (4) Contact point for documentation relating to the proposal:
Accounting section contract guidance person in charge,
Toyooka Office of River and National Highway , Kinki Regional Development Bureau
Ministry of Land. Infrastructure and transport ,
10-3 Saiwai-cho , Toyooka-City , Hyogo-Prefecture , Japan 〒 668-0025
TEL 0796-22-3126 FAX 0796-22-7756
- (5) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs:
Accounting section contract guidance person in charge,
Toyooka Office of River and National Highway , Kinki Regional Development Bureau
Ministry of Land. Infrastructure and transport ,
10-3 Saiwai-cho , Toyooka-City , Hyogo-Prefecture , Japan 〒 668-0025
TEL 0796-22-3126 FAX 0796-22-7756

以上